

確定給付企業年金実務基準

表題・目次

【変更前】

[平成25年4月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第1章 基礎率	7
第2章 財政方式	10
第3章 掛金	12
第4章 財政検証	<u>25</u>
第5章 財政計算	<u>45</u>
第6章 その他の事項	<u>48</u>
第7章 年金数理人の確認	<u>56</u>
第8章 様式(「簡易な基準」を除く)	<u>57</u>
第9章 簡易な基準	<u>74</u>
第10章 「簡易な基準」の様式	<u>76</u>

【変更後】

[平成26年●月改訂]

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第 1 章 基礎率	7
第 2 章 財政方式	10
第 3 章 掛金	12
第 4 章 財政検証	<u>27</u>
第 5 章 財政計算	<u>50</u>
第 6 章 その他の事項	<u>53</u>
第 7 章 年金数理人の確認	<u>61</u>
第 8 章 様式(「簡易な基準」を除く)	<u>62</u>
第 9 章 簡易な基準	<u>76</u>
第 10 章 「簡易な基準」の様式	<u>78</u>

【変更理由】

改訂日の更新／実務基準の改訂に伴うページ数の変更

第1章 基礎率

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第1章 基礎率	<p>3. その他留意事項</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) その他給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる率</p> <p>①指標の予測 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定すること。</p>	<p>指標に「国債の利回り」を選択した場合のその見通しの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価時点での指標そのもの ・直近〇年間の平均 ・市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 <p>等、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定すること。</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第1章 基礎率	<p>3. その他留意事項</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) その他給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる率</p> <p>①指標の予測 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定すること。</p>	<p>指標に「国債の利回り」、「<u>有価証券指標</u>」、「<u>積立金の運用利回りの実績</u>」を選択した場合のその見通しの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価時点での指標そのもの ・直近〇年間の平均 ・市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 <p>等、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定すること。</p> <p><u>・額の改定に用いる指標が規則第24条の3に規定する下限予定利率を下回る場合であっても、一時金として支給する額については当該下限予定利率で算出した現価相当額が上限となる点に留意すること。</u></p>

【変更理由】

確定給付企業年金法施行規則の改正への対応

第3章 掛金

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第3章 掛金</p>	<p>1. 掛金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条に規定する掛金の区分は次のとおり。 標準掛金・・・規則第45条第2項に基づく掛金 補足掛金 特別掛金・・・規則第46条に基づく掛金 特例掛金・・・規則第47条、第59条、第64条、第88条及び第88条の2、令第91条に基づく掛金 その他の掛金・・・事務費掛金 <p>2. 掛金の算定</p> <p>(4)特別掛金</p> <p>(略)</p> <p>[規則第46条第1項第4号について] 特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ償却＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的であれば1年毎の他に、6月毎、1月毎、2年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 <p><u>・「掛金引上げ猶予」の適用により、段階引上げを実施しない場合、掛金引上げの猶予終了後の掛金の引上げ幅が、前回の引上げ幅を上回ることは可。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>例：1年毎に引き上げるケース 現行特別掛金 8% 初回引上げ日 H24.4.1 H24.4.1 12% H25.4.1 16% H26.4.1 19% H27.4.1 22% H28.4.1 24% H29.4.1 25% (H29.4.1が引上げ可能な最終日)</p> <p><u>例：1年毎に引き上げるケース</u> <u>現行特別掛金 8%</u> <u>初回引上げ日 H24.4.1</u> <u>H25.4.1 まで掛金引上げ猶予を実施</u> <u>H24.4.1 8%</u> <u>H25.4.1 17%</u> <u>H26.4.1 20%</u> <u>H27.4.1 22%</u> <u>H28.4.1 24%</u> <u>H29.4.1 25%</u> <u>(H29.4.1が引上げ可能な最終日)</u></p> <p>(略)</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>〔規則第46条第2項について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第46条第3項を適用する。 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 ・第2号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数 a から、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年(注)で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 a：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年(注)とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項及び第3項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。 <p>(注) 適年移行により発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限は、平成14年4月1日から権利義務を承継した日までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切捨てるものとする。）を30年から控除した年数</p> <p>なお、前回の財政計算で規則第46条第3項を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合は規則第46条第2項により左記取扱いが可能。</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第3章 掛金</p>	<p>1. 掛金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条に規定する掛金の区分は次のとおり。 標準掛金・・・規則第45条第2項に基づく掛金 補足掛金 特別掛金・・・規則第46条に基づく掛金 特例掛金・・・規則第47条、第59条、第64条、第88条及び第88条の2、令第54条の4に基づく掛金 その他の掛金・・・事務費掛金 <p>2. 掛金の算定</p> <p>(4)特別掛金</p> <p>(略)</p> <p>[規則第46条第1項第4号について] 特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ償却＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的であれば1年毎の他に、6月毎、1月毎、2年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>例：1年毎に引き上げるケース 現行特別掛金 8% 初回引上げ日 H24.4.1 H24.4.1 12% H25.4.1 16% H26.4.1 19% H27.4.1 22% H28.4.1 24% H29.4.1 25% (H29.4.1が引上げ可能な最終日)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>〔規則第46条第2項について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第46条第3項を適用する。 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 ・第2号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数aから、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 a：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年(注)とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項及び第3項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。 <p>(注) 適年移行により発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限は、平成14年4月1日から権利義務を承継した日までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切捨てるものとする。）を30年から控除した年数 なお、前回の財政計算で規則第46条第3項を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合は規則第46条第2項により左記取扱いが可能。</p>

【変更理由】

確定給付企業年金法施行令の改正への対応／「掛金引上げ猶予」の取扱いの廃止

適年移行により発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の経過措置について期限切れの内容を修正

第4章 掛金

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第4章 財政検証</p>	<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1)最低保全給付</p> <p>①規則第54条第1項についての適用基準</p> <p>イ. 2号方法</p> <p>(イ) その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。 <p>(2)最低積立基準額（法第60条第3項）</p> <p>②最低積立基準額算定（留意事項）</p> <p>ア. 給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標（規則第55条第2項）は規約に定めるものとする。 ・最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <p>・原則として以下の①の方法を用いるものであること。ただし、<u>平成30年3月30日までの日を基準日とする財政検証においては</u>、②の方法を用いることができる。</p> <p>(略)</p> <p>① 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込み額（法第63条、規則第58条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額 × {(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額 × {(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆)（ただしn=20） 	<p>選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる ・年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（規則第28条第2項第2号ロにより額改定を行っている場合） <p>(略)</p> <p>財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、翌年度予定利率＝当年度予定利率として左記額を算定することができる。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う) 制度変更を行った場合には、新制度の前年度最低積立基準額が存在しないため、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額もしくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する) <p>イ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）、令第91条に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、規則第58条第1号及び第2号における「積立金の額」を「積立金に当該掛金の拠出額を加えた額」と読み替えを行うこと。</p> <p>② 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <p>財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ただし、財政検証の基準日が平成25年3月30日までの間は「1.0」を「0.9」に 平成26年3月30日までの間は「1.0」を「0.92」に 平成27年3月30日までの間は「1.0」を「0.94」に 平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に 平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に読み替えるものとする。 なお、厚生労働大臣により必要な措置が講じられた場合は、当該措置に従うこと。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均 <p>③積立不足に伴う掛金の拠出方法（規則第59条）</p> <p>○規則第59条第1項に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌事業年度における掛金」には、令第91条、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。 ・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。 <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>○代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとする。 <p>○法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること ① DB発足以降の期間における平均 ② 厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均(移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補正) <p>・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第4章 財政検証</p>	<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1)最低保全給付</p> <p>①規則第54条第1項についての適用基準</p> <p>イ. 2号方法</p> <p>(イ) その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。 ・<u>再評価を行う場合、事業年度の末日において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。</u> <p>(2)最低積立基準額（法第60条第3項）</p> <p>②最低積立基準額算定（留意事項）</p> <p>ア. 給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標（規則第55条第2項）は規約に定めるものとする。 ・最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 ・<u>1号方法の場合、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。</u> <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として以下の①の方法を用いるものであること。ただし、<u>当分の間</u>は、②の方法を用いることができる。 	<p>選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p><u>再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。</u></p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる ・年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（規則第28条第2項第2号ロにより額改定を行っている場合） <p><u>再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。</u></p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(略)</p> <p>① 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込み額（法第63条、規則第58条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額 × {(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額 × {(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただし n=20) <p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う) 制度変更を行った場合には、新制度の前年度最低積立基準額が存在しないため、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額もしくはは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する) <p>イ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）、令第54条の4に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、規則第58条第1号及び第2号における「積立金の額」を「積立金に当該掛金の拠出額を加えた額」と読み替えを行うこと。</p> <p><u>・当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額が負となる場合は、当該控除した額は零とする。</u></p> <p>② 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <p>財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。 	<p>(略)</p> <p>財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、翌年度予定利率＝当年度予定利率として左記額を算定することができる。</p> <p>・ただし、財政検証の基準日が平成25年3月30日までの間は「1.0」を「0.9」に 平成26年3月30日までの間は「1.0」を「0.92」に 平成27年3月30日までの間は「1.0」を「0.94」に 平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に 平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に読み替えるものとする。 なお、厚生労働大臣により必要な措置が講じられた場合は、当該措置に従うこと。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、<u>いずれか低い率</u> <p>③積立不足に伴う掛金の拠出方法（規則第59条）</p> <p>○規則第59条第1項に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。 ・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。 ・<u>段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</u> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>○代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること ③ DB発足以降の期間における平均 ④ 厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補正） <p><u>例：「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示</u></p> <p><u>当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</u></p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>○法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。 <p><u>○適年移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>適年移行した確定給付企業年金において、判定に使用する過去三事業年度の非継続基準の結果は、移行後の事業年度であることに留意する。(適格退職年金を実施していた時に非継続基準の判定を行っていたという仮定のもとで算定した積立比率を含めることは不可。)</u> <p>(略)</p>	<p>・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

運用実績連動型キャッシュバランスプランにおける最低積立基準額の計算方法について記載

回復計画の運用利回りに関する基準及び適用期限を修正

確定給付企業年金法施行令の改正への対応

最低積立基準額の増加見込み額が負となる場合の取扱いについて記載

段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合の「翌事業年度における掛金」の取扱いを記載

「確定給付企業年金制度に関するQ&A」廃止に伴い、Q附-3-3を実務基準に反映

第5章 財政計算

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第5章 財政計算</p>	<p>1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金を算定する。 〔留意事項〕</p> <p>(1)規則第50条第5号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 <p>(2) 規則第50条第5号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね20%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。 ・事業主等から20%以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。 <p>(3) 規則第50条第5号ハにおける令第49条第2号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。</p> <p>(4)規則第50条第5号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を抛出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第5章 財政計算</p>	<p>1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金を算定する。 〔留意事項〕 (1)規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。 ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。</p> <p>(2) 規則第50条第4号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。 ・財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね20%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。 ・事業主等から20%以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。</p> <p>(3) 規則第50条第4号ハにおける令第49条第2号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。</p> <p>(4)規則第50条第4号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。 ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算</p>	<p>・財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。</p>

【変更理由】

確定給付企業年金法施行規則の改正への対応

第6章 その他の事項

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第6章 その他の事項</p>	<p>1 1. <u>法第117条</u>第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第3号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>[留意事項]</p> <p>①<u>令第89条</u>第4号に定める移換相当額 加入者のうち移換加入者となるべき者全員について、基準日において以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移換相当額 = 変更前の最低積立基準額 - 変更後の最低積立基準額 <p>②積立金のうち当該移換に係る額 積立金のうち当該移換に係る額の算定方法は、「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。 なお、移換加入者が実施事業所の一部（令第49条に定める場合）の場合は、「7. 権利義務の移転承継（2）②」に準じる。</p> <p>③規則第5条<u>第1項第5号</u>における「給付の額の減少に伴い減少する掛金に相当する額」</p> <p>標準的な計算方法の一例は次のとおりである。</p> <p>給付減額の対象となる者の給付水準変更前後の標準掛金総額の差を計算する。 ただし、標準掛金総額の基礎となる標準掛金率の算出にあたっては、財政方式、計算基礎率は以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政方式 原則、企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。なお、変更前の標準掛金率は認可申請時の計算の基準日で算定し直す。 ・計算基礎率 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。 <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第3号に定める額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金規約の承認基準(*)③承認要件等12. オ. 審査要領中「厚生年金基金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等の加入者負担を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うこととする。 <p>(*)確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日 企国発第18号 平成14年3月29日改正）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本項は規則第5条<u>第1項第5号</u>による給付水準の引下げを行う場合の実務基準であって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。 ・<u>認可申請時の計算の基準日において、最低積立基準額を算出する場合に使用する予定利率ならびに予定死亡率は規約変更日現在で適用される率であること。</u> ・「分割」を「移換」と読み替える。 ・「権利義務の移転承継」を「移換」と読み替える。 ・企業型年金への移行に伴う変更計算で使用する財政方式以外を使用することが明らかに合理性がある場合は原則以外の処理も考えられる。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <p>脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合</p> <p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金規約の承認基準(3)承認要件等12.オ.審査要領に記載の例示①、②以外の方法についても「加入者が負担した掛金を原資とする部分」の計算方法は定めることは可能であるが、波線部分の法令の規定から考えて、加入者負担元本累計にすることは適当ではない。 <p>12. 13. (略)</p>	<p>・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。</p> <p>(簡便計算の例示)</p> <p>ア. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。</p> <p>イ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第6章 その他の事項</p>	<p>1 1. 法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>①令第54条の2第4号に定める移換相当額 加入者のうち移換加入者となるべき者全員について、基準日において以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移換相当額 = 変更前の最低積立基準額 - 変更後の最低積立基準額 <p>②積立金のうち当該移換に係る額 積立金のうち当該移換に係る額の算定方法は、「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。 なお、移換加入者が実施事業所の一部（令第49条に定める場合）の場合は、「7. 権利義務の移転承継（2）②」に準じる。</p> <p>③規則第5条第4号における「給付の額の減少に伴い減少する掛金に相当する額」</p> <p>標準的な計算方法の一例は次のとおりである。</p> <p>給付減額の対象となる者の給付水準変更前後の標準掛金総額の差を計算する。 ただし、標準掛金総額の基礎となる標準掛金率の算出にあたっては、財政方式、計算基礎率は以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政方式 原則、企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。なお、変更前の標準掛金率は認可申請時の計算の基準日で算定し直す。 ・計算基礎率 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。 <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に定める額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金規約の承認基準(*)③承認要件等12. オ. 審査要領中「厚生年金基金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等の加入者負担を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うこととする。 <p>(*)確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日 企国発第18号 平成14年3月29日改正）</p>	<p>・本項は規則第5条第4号による給付水準の引下げを行う場合の実務基準であって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。</p> <p>(削除)</p> <p>・「分割」を「移換」と読み替える。</p> <p>・「権利義務の移転承継」を「移換」と読み替える。</p> <p>・企業型年金への移行に伴う変更計算で使用する財政方式以外を使用することが明らかに合理性がある場合は原則以外の処理も考えられる。</p>

数値関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <p>脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合</p> <p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金規約の承認基準(3)承認要件等12.オ.審査要領に記載の例示①、②以外の方法についても「加入者が負担した掛金を原資とする部分」の計算方法は定めることは可能であるが、波線部分の法令の規定から考えて、加入者負担元本累計にすることは適当ではない。 <p>12. 13. (略)</p> <p><u>14. 解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合、規約で定めるところにより、残余財産を交付する者を定めることができる。</u> <u>個人ごとに残余財産の一部を持ち込み、残りを一時金として受け取ることも可能。</u> 	<p>・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。</p> <p>(簡便計算の例示)</p> <p>ウ. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。</p> <p>エ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>平成25年法律第63号附則第35条、平成26年政令第74号第40条参照</u></p>

【変更理由】

確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則の改正への対応
 解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の取扱いを記載

第8章 様式（「簡易な基準」を除く）

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第8章 様式（「簡易な基準」を除く）</p> <p>C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>1. 減額の場合は7の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. 各項目の記入例</p> <p>4-再評価の方法 期間:毎年、○年毎 指標:定率○%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値</p> <p>5-額の改定の方法 改定期間:毎年、○年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 指標:定率○%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値</p> <p>6-給付の支給要件 受給資格:加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年</p> <p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p>	
<p>C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>1. 書類の作成 法第117条第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C3-イ</p> <p>総括表（掛金の計算の基礎を示した書類）</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6. 備考 備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>（備考欄の記入例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小数集団</u>の取扱い ○○を××に含めて基礎率を作成した。 ○○の人数 ○○人（全体の○○. ○%） 全体の人数 ○○人 <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。 <p>（略）</p>
<p>様式C4-ア</p> <p>財政再計算報告書（表紙）</p>	<p>1. 書類の作成 法第58条及び第62条（法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。）に定める財政再計算を行う場合に作成する。</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第5号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第4号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。 ・ 他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 ・ 厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p>
<p>様式C4-ウ</p> <p>積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、<u>事業年度の末日が平成30年3月30日までの間の</u>各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 	<p>様式の脚注の再掲</p>
<p>様式C7-ア</p> <p>決算に関する報告書（表紙）</p>	<p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度終了後4月以内に提出する。 	

数値関係事項	実務基準内容	備考
様式C7-イの6 許容繰越不足金	1. 作成時の留意事項 ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 2. <u>標準掛金収入現価(20年分)</u> ・ <u>適格退職年金から権利義務を承継した場合にあっては、30年から平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数(1年未満は切り捨て)を控除した年数とすることができる。</u>	様式の脚注の再掲
様式C7-ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)	1. 書類の作成 ・様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 2. 作成時の留意事項 ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、 <u>令第91条</u> に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における掛金の額(⑧)は、当該掛金の拠出額は含めない額を記入する。 ・翌事業年度における掛金の額(⑧)は、財政決算時の掛金総額を年換算したもの等合理的に計算した額とすることができる。 ・⑨に係る特例掛金(⑩)及びうち加入者負担分(⑪)は、規約上掛金を記入する。 ・決算に関する報告書の提出時までに⑥の額が定められていない場合にあっては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑩、⑪の記入は不要。	財政再計算に伴い⑨に係る特例掛金(⑩)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。 様式の脚注3の再掲 掛金の規約変更申請の際に⑩、⑪を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。

【変更後】

数値関係事項	実務基準内容	備考
<p>第8章 様式(「簡易な基準」を除く)</p> <p>C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>1. 減額の場合は7の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p><u>再評価に用いる指標の見込みとして直近5年間の実績値の平均値を用いる必要があるが、直近5年間の実績値の平均値が零を下回る場合には零とすること。</u></p> <p>2.各項目の記入例</p> <p>4-再評価の方法 期間:毎年、〇年毎 指標:定率〇%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、<u>直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</u></p> <p>5-額の改定の方法 改定期間:毎年、〇年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 指標:定率〇%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、<u>直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</u></p> <p>6-給付の支給要件 受給資格:加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年</p> <p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(〇%、△%、…)</p>	<p>(有価証券指標の例示)</p> <p>・東証株価指数</p> <p>・Russell/Nomura Prime インデックス</p> <p>(積立金の運用利回りの実績の例示)</p> <p>・時価ベース利回り</p> <p>・時価ベース利回りについて運用報酬等を控除しないで算定した利回り</p>
<p>C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C3-イ</p> <p>総括表（掛金の計算の基礎を示した書類）</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6. 備考 備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>（備考欄の記入例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数集団の取扱い ○○を××に含めて基礎率を作成した。 ○○の人数 ○○人（全体の○○. ○%） 全体の人数 ○○人 <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。 <p>（略）</p>
<p>様式C4-ア</p> <p>財政再計算報告書（表紙）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>法第58条及び第62条（法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。）に定める財政再計算を行う場合に作成する。</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。 ・他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 ・厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p>
<p>様式C4-ウ</p> <p>積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、<u>当分の間</u>の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 	<p>様式の脚注の再掲</p>
<p>様式C7-ア</p> <p>決算に関する報告書（表紙）</p>	<p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度終了後4月以内に提出する。 	<p><u>・事業年度終了日の翌日付で終了の承認（解散の認可）を得た場合においても提出する。</u></p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
様式C7-イの6 許容繰越不足金	1. 作成時の留意事項 ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 (削除)	(削除)
様式C7-ウ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類(非継続基準)	1. 書類の作成 ・様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 2. 作成時の留意事項 ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第54条の4に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における掛金の額(⑧)は、当該掛金の拠出額は含めない額を記入する。 ・翌事業年度における掛金の額(⑧)は、財政決算時の掛金総額を年換算したもの等合理的に計算した額とすることができる。 ・⑨に係る特例掛金(⑩)及びうち加入者負担分(⑪)は、規約上掛金を記入する。 ・決算に関する報告書の提出時までに⑥の額が定められていない場合にあつては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑩、⑪の記入は不要。	財政再計算に伴い⑨に係る特例掛金(⑩)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。 様式の脚注3の再掲 掛金の規約変更申請の際に⑩、⑪を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。

【変更理由】

運用実績連動型キャッシュバランスプランについて再評価に用いる指標の見込み方等を記載
 確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則の改正への対応
 回復計画の適用期限を修正
 「確定給付企業年金制度に関するQ&A」廃止に伴い、Q9-81-1を実務基準に反映
 適年移行時の経過措置について期限切れの内容を削除
 誤植の修正

第9章 簡易な基準

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第9章 簡易な基準	<p>2. 掛金</p> <p>(1) 人数要件(500人)は各財政計算の計算基準日で判定し、超過した場合は簡易な基準でない通常の掛金計算を行うこと。</p> <p>(2) 簡易な基準において「年金現価<選択一時金現価」となる場合は、年金財政の健全性に配慮して、選択一時金現価を使用する。</p> <p>(3) 中途脱退時の給付(脱退一時金)の水準が概ね数理債務の範囲内である場合は、簡易な基準を用いることができる。 加入から脱退までのかなりの期間にわたって「中途脱退時の給付>数理債務」となっている場合は、簡易な基準以外を用いることが適当である。</p> <p>(4) 第3章 掛金で「定率給付の場合は、原則として定率法により掛金を設定する」とこととされているが、簡易な基準の場合には予定昇給率を使用していないことから、財政の健全性を考慮しても、定率法によらない掛金が設定できることに留意する。</p>	<p>「第3章 掛金」を参照のこと 規則第5条に対応</p> <p>例示: 「予定利率>年金換算利率」の場合</p> <p>予定利率のみで定年給付額を標準掛金と収支相等するように決めると、数理債務=過去法責任準備金となる。</p> <p>例示: 「加入時~脱退時までの給付額が一定」という場合は、簡易な基準を用いることは適当ではない。</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
第9章 簡易な基準	<p>2. 掛金</p> <p>(1) 人数要件(500人未満)は各財政計算の計算基準日で判定し、超過した場合は簡易な基準でない通常の掛金計算を行うこと。</p> <p>(2) 簡易な基準において「年金現価<選択一時金現価」となる場合は、年金財政の健全性に配慮して、選択一時金現価を使用する。</p> <p>(3) 中途脱退時の給付(脱退一時金)の水準が概ね数理債務の範囲内である場合は、簡易な基準を用いることができる。 加入から脱退までのかなりの期間にわたって「中途脱退時の給付>数理債務」となっている場合は、簡易な基準以外を用いることが適当である。</p> <p>(4) 第3章 掛金で「定率給付の場合は、原則として定率法により掛金を設定する」とこととされているが、簡易な基準の場合には予定昇給率を使用していないことから、財政の健全性を考慮しても、定率法によらない掛金が設定できることに留意する。</p>	<p>「第3章 掛金」を参照のこと 規則第5条に対応。<u>なお、受託保証型確定給付企業年金は、人数要件(500人未満)が適用されないことに留意する。</u></p> <p>例示: 「予定利率>年金換算利率」の場合</p> <p>予定利率のみで定年給付額を標準掛金と収支相等するように決めると、数理債務=過去法責任準備金となる。</p> <p>例示: 「加入時~脱退時までの給付額が一定」という場合は、簡易な基準を用いることは適当ではない。</p>

【変更理由】

受託保証型確定給付企業年金の人数要件について記載

第10章 「簡易な基準」の様式

【変更前】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第10章 「簡易な基準」の様式</p> <p>C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>1. 減額の場合は <u>5</u> の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. 各項目の記入例 3-再評価の方法 期間:毎年、〇年毎 指標:定率〇%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値</p> <p><u>4</u>-給付の支給要件 受給資格:加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(〇%、△%、…)</p>	<p>減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。</p>
<p>C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>1. 書類の作成 法第117条第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	
<p>様式C4-ア 財政再計算報告書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成 法第58条及び第62条(法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。)に定める財政再計算を行う場合に作成する。 また、「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり。 ・規約変更の承認、認可、届出</p>	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C4-カ</p> <p>積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>法第58条第1項及び規則第50条第5号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第4号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で、<u>事業年度の末日が平成30年3月30日までの間の</u>各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 	<p>・様式の脚注の再掲</p>
<p>様式C7-ア</p> <p>決算に関する報告書（表紙）</p>	<p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度終了後4月以内に提出する。 	
<p>様式C7-オの6</p> <p>許容繰越不足金</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 <p>2. <u>標準掛金収入現価（20年分）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>適格退職年金から権利義務を承継した場合にあつては、30年から平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（1年未満は切り捨て）を控除した年数とすることができる。</u> 	<p><u>様式の脚注の再掲</u></p>
<p>様式C7-カ</p> <p>積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）、令第91条に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における掛金の額(⑧)は、当該掛金の拠出額は含めない額を記入する。 翌事業年度における掛金の額(⑧)は、財政決算時の掛金総額を年換算したもの等合理的に計算した額とすることができる。 ⑨に係る特例掛金(⑩)及びうち加入者負担分(⑪)は、規約上掛金を記入する。 決算に関する報告書の提出時までに⑥の額が定められていない場合にあつては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑩、⑪の記入は不要。 	<p>財政再計算に伴い⑨に係る特例掛金(⑩)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注3の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に⑩、⑪を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>

【変更後】

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第10章 「簡易な基準」の様式</p> <p>C2-ウ</p> <p>給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>1. 減額の場合は <u>6</u> の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. 各項目の記入例</p> <p>3-再評価の方法 期間:毎年、〇年毎 指標:定率〇%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、 <u>直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</u></p> <p><u>4-額の改定の方法</u> <u>改定期間:毎年、〇年経過毎</u> <u>改定方法:定率△%、加算を行う方法</u> <u>加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算</u> <u>指標: 契約者価額の計算に用いる予定利率</u></p> <p><u>5-給付の支給要件</u> 受給資格:加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(〇%、△%、…)</p>	<p>減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。</p> <p><u>当該項目の記載は、受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。)の場合に限る。</u></p> <p><u>契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものであること。</u></p>
<p>C2-エ</p> <p>給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	
<p>様式C4-ア</p> <p>財政再計算報告書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成 法第58条及び第62条(法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。)に定める財政再計算を行う場合に作成する。 また、「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。</p>	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C4-カ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p> <p>様式C7-ア 決算に関する報告書（表紙）</p> <p>様式C7-オの6 許容繰越不足金</p> <p>様式C7-カ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。 他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で、<u>当分の間</u>の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 <p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度終了後4月以内に提出する。 <p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 <p><u>(削除)</u></p> <p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）、<u>令第54条の4</u>に定める掛金、及び、規則第88条に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における掛金の額(⑧)は、当該掛金の拠出額は含めない額を記入する。 翌事業年度における掛金の額(⑧)は、財政決算時の掛金総額を年換算したもの等合理的に計算した額とすることができる。 ⑨に係る特例掛金(⑩)及びうち加入者負担分(⑪)は、規約上掛金を記入する。 決算に関する報告書の提出時まで⑥の額が定められていない場合にあつては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑩、⑪の記入は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 様式の脚注の再掲 <p><u>・事業年度終了日の翌日付で終了の承認（解散の認可）を得た場合においても提出する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>財政再計算に伴い⑨に係る特例掛金(⑩)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注3の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に⑩、⑪を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>

【変更理由】

運用実績連動型キャッシュバランスプランについて再評価に用いる指標の見込み方等を記載
受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型を除く）における額改定について記載
確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則の改正への対応
回復計画の適用期限を修正

「確定給付企業年金制度に関するQ&A」廃止に伴い、Q9-81-1を実務基準に反映
適年移行時の経過措置について期限切れの内容を削除

別添資料 承認・認可基準別紙3 申請書類一覧（抜粋）

【変更前】

規約型企業年金

様式番号	承認事項等 必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の承継			終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継	
							移転	承継 存続	承継 新規					承継 存続	承継 新規
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○		●	●	○	●	●				○	●	●

基金型企業年金

様式番号	許可事項等 必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継	
					合併前基金	合併後 存続基金	合併後 設立基金	分割前基金	分割 存続基金	分割 設立基金	移転	承継 存続	承継 新設					承継 存続	承継 新設
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○		●	●		●	●		○	●	●				●	●	●

(注)●は必須、○は申請の内容が当該書類に関係する場合に必要

【変更後】

規約型企業年金

様式番号	承認事項等 必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転
							移転	承継 存続	承継 新規				
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○	●	●	○	●	●				○

基金型企業年金

様式番号	許可事項等 必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	
					合併前基金	合併後 存続基金	合併後 設立基金	分割前基金	分割 存続基金	分割 設立基金	移転	承継 存続	承継 新設					
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○		●	●		●	●		○	●	●				●

(注)●は必須、○は申請の内容が当該書類に関係する場合に必要

【変更理由】

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正への対応